

# 地域森林整備における「施業共同化」の成立条件と意義 —群馬県西毛地区を事例として—

星野 真有美 (東大院農)

**1. 研究の背景：**日本の森林所有の特徴として、零細分散な所有形態を挙げることができる。これまで、このような所有形態の克服のため、様々な政策が試みられてきたものの、大きな成果は得られないまま現在に至っている (笠松・泉, 1994)。しかし、近年の所有者の高齢化や技術の高度化、後継者の林業離れなどの理由で、近年「施業共同化」が新たな意味を持ちつつある。すなわち、自力での施業が困難な森林所有者の林地を取りまとめ、材価の低迷の中でも少ない所有者負担での森林整備を目指す「施業共同化」である。

**2. 問題意識と目的：**「共同化」の鍵となる地域の「合意形成」の醸成までには、森林組合の働きかけと森林所有者の意識の喚起が不可欠であると予想される。そこで本研究では、「合意形成」に至るまでの両者の変化のプロセスを明らかにすることを目的とする。これまで、森林組合の「共同化」の取組に関する研究 (栗栖, 2008) や所有者意識に関する研究 (林・野田・溝口, 2004) はあるものの、両者の立場から調査した研究は少ないと言える。

**3. 方法：**団地化による集団間伐に関する福島 (1985) の研究蓄積のある下仁田町森林組合、近年全森連の「施業プランナー研修」のモデル組合となった多野東部森林組合が存在する群馬県西毛地区を対象地として選定した。方法は以下である。①西毛地区の森林組合への聞き取り調査より「施業共同化」の取組状況を類型化する。②類型ごとに森林所有者に対して質問票調査を行い、各自の属性や合意形成の場である座談会への参加頻度等と委託意思との関連を探る。

**4. 結果と考察：**聞き取りより明らかになった、西毛地区の代表的な組合の取組状況を表 1 に示す。右表より、組合によって座談会の開催状況や位置づけが異なることが明らかになった。座談会は団地内の合意を形成する上で重要な場だと考えられる。したがって座談会に注目することで、合意形成の方法別に組合を 3 つに類型化し、①所有者中心型、②組合中心型、③組合所有者間型とした。口頭発表では、類型ごとに行なった所有者への質問票調査の結果も発表予定である。

(連絡先：星野 真有美 [mayumi-h@fr.a.u-tokyo.ac.jp](mailto:mayumi-h@fr.a.u-tokyo.ac.jp))

表 1. 各組合の「施業共同化」取組状況 (聞き取りより筆者作成)

| 森林組合      |        | 下仁田町森林組合  | 多野東部森林組合                                      | 碓氷川森林組合   |
|-----------|--------|---|---|---|
| 組合員所有面積   |        | 8938  | 8205  | 5867  |
| 組合員数(人)   |        | 1469  | 1043(1583)*                                   | 1086(1088)*   |
| 組合員の割合(%) |        | 46.6  | 40.9  | 43.4  |
| 所有面積平均    |        | 6.1   | 5.2   | 5.4   |
| これまでの事業内容 |        | 昭和40年の合併当時から林地を団地化し、作業道開設と施業集団化に取り組んできた(「下仁田方式」)。 | 収益の9割を占めていた利用事業が年々減少してきたため、新たな事業量確保の必要があった。   | 以前から大規模所有者の受託を行ってきたが、今回の事業で初めて本格的な小規模所有者の取りまとめを行った。 |
| 取組開始時期    |        | 昭和40年ごろから   | 平成19年度  | 平成19年度  |
| 取組きっかけ    |        | S40:合併により、事業量の確保が急務に。団共制度を利用し集団間伐推進。              | H18:日吉町における研修(県単事業)、Jフォレスター研修(農林中金)           | H19:県森連より打診。H20:全森連の「施業プランナー」研修参加。                  |
| これまでの取組状況 |        | 団共制度を利用し、道づくりと集団間伐で林産事業に力を入れてきた。                  | H19:全森連の「施業プランナー研修」のモデル組合に。H19:二団地を設定し、施業も開始。 | H19:二団地を設定したが、予想以上に多くの所有者をまとめることに成功した。              |
| 座談会開催状況   | 集落単位   | 新しい事業が始まる際に、管内を4地区に分けて、集落単位で座談会を開催(不定期)。          | 10年ほど前から管内を5地区に分けて年一回の集落座談会を開催(定期)。           | 新しい事業がある場合は、公民館等で所有者に対する説明会を開催(不定期)。                |
|           | 施業団地単位 | 団地ごとに中心となる所有者を決め、属地的な座談会を開催。                      | 団地ごとに組合主催の事業説明会を行い、事業に対する合意形成を図る。             | 去年は座談会を行わず、電話による連絡で所有者を取りまとめた。今後は開催予定。              |
| 合意形成の方法   |        | 所有者中心   | 組合中心  | 組合と所有者間   |

\*組合員数 ( ) 内は準組合員を含めた人数